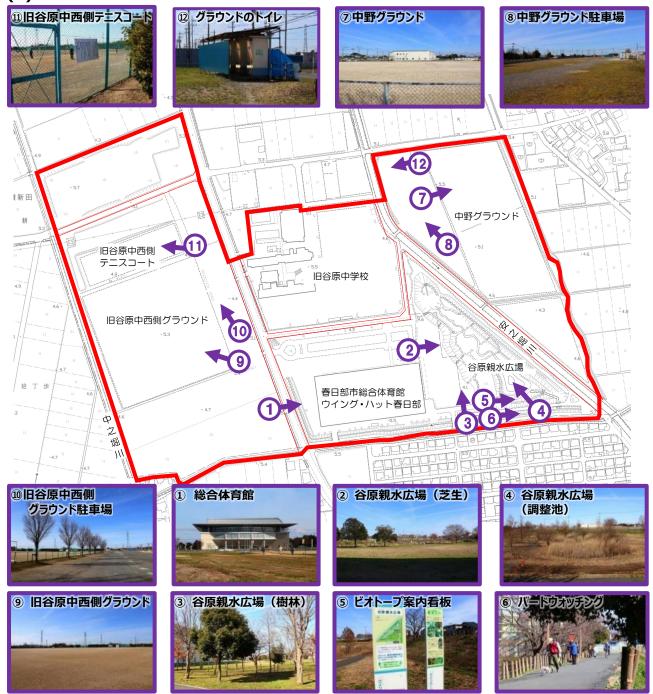
2.1.2 計画地内及び周辺の状況

(1)整備済み施設と現況利用施設の状況



1)整備済み施設(①~⑥)

計画地には、総合体育館や谷原親水広場などが整備されています。

総合体育館は市民のスポーツの場として多くの方が来訪しており、入口付近のフリースペースは憩いの場ともなっています。

谷原親水広場は調整池の機能を備えていますが、ビオトープとして整備されたこともあり、生き物の生息環境が創出されています。また、親水広場内にいる鳥を観察する「バードウォッチング」の場ともなっています。

総合体育館の東側には樹林地があり、まとまった緑の空間を 創出しています。

2) 現況利用施設(⑦~⑫)

計画地には整備済み施設のほか、暫定利用として計画地東側には中野グラウンド、西側には旧谷原中西側グラウンド、旧谷原中西側テニスコートがあり、市民が日常的にスポーツに利用しています。グラウンドにはそれぞれ200台の駐車場が整備されています。また、グラウンドには仮設トイレが設置されています。

図 2-8 計画地の整備済み施設と現況利用施設

(2) 道路・河川・水路と現況未利用施設の状況



3) 道路 • 河川 • 水路 (①~⑥)

計画地には複数の市道があ り、安之堀川や農業用用排水路 などが通っています。

総合体育館南側にある水路に はまとまった樹木があり、緑の 軸を形成しています。

<u>4) 現況未利用施設(</u>⑦~⑪)

現況未利用施設として、旧谷原中学校(グラウンドを除く)と3つの未利用地(写真⑨〜⑪)があります。なお、未利用地(写真⑩)は臨時駐車場として活用されています。

また、計画地の南西部には民地と接する部分があります(写真⑪)。

図 2-9 道路・河川・水路と現況未利用施設の状況

(3)総合体育館と谷原親水広場の状況

計画地には屋内体育施設として総合体育館が整備され、バスケットボールやバレーボール、卓球、バドミントンなどの競技やトレーニングなどに利用されています。

また総合体育館に隣接して、安之堀川周辺の冠水抑制及び敷地内の雨水流出抑制*のため谷原親水広場が整備され、平常時には生き物を観察できる空間として活用されています。

各施設の概要は以下のとおりです。

■総合体育館

表 2-1 総合体育館の施設概要

施設名	施設内容	規模
メインアリーナ	・バスケットボール3面 ・バレーボール4面 ・卓球24面 ・バドミントン12面 【観客席】 ・2・3階観客席(一部可動)2000席 ・1階観客席(可動)1584席 (2・3階観客席のうち可動席604席、うち車 椅子席200席)	· 2,600 m² (40m×65m)
サブアリーナ	・バスケットボール 1 面 ・バレーボール 2 面 ・卓球 12 面 ・バドミントン 6 面	· 850 m² (25m×34m)
トレーニング室	・トレーニング機器を配備	· 260 m²
スタジオ	・エアロビクス、ジャズダンスなどの専用ルーム	· 120 m²
会議室	・大会議室 1~3・中会議室 1~3	・各 56 ㎡ ・各 39 ㎡
控室	・指導者控室 1~3・選手控室(男・女)	・各 26 ㎡ ・各 32 ㎡
ランニングトラック	_	・1 周約 250m
駐車場	_	・198台

表 2-2 総合体育館の利用状況

(人)

	施設	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
全体		246,375	241,674	239,003	235,953
(内訳)	メインアリーナ	136,162	131,710	128,650	131,864
	サブアリーナ	71,396	70,524	72,561	68,391
	選手控室	358	957	376	463
	指導者控室	2,434	3,893	2,611	2,105
	大会議室	23,687	23,364	24,235	22,105
	小会議室	12,338	11,226	10,570	11,025

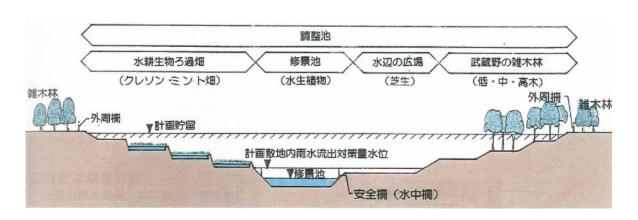
表 2-3 総合体育館における主なイベント

主なイベント	開催月	概要
福祉まつり・ふれあい 広場	10月~11月	福祉関係者、団体による展示・販売・演芸の他、 警察車両の乗車体験や低床バスの福祉体験
春日部市農業祭	11月	農産物の品評会の他、農産物の直売、模擬店など
春日部市動物フェア	11月 (農業祭と同日開催)	ドッグトレーナーによるしつけ教室、獣医師による無料健康相談など

■谷原親水広場

表 2-4 谷原親水広場の調整池の諸元

概要			
敷地集水面積	5.6 ha	土地利用	親水公園
貯留施設			
貯留面積	12,500 m ²	計画貯留容量	40,000 m
計画貯留水深	6.8 m	貯留可能水深	7.4 m
安之堀川への放流量	0.06 m	水中渦巻斜流ポンプ	200 φ × 1.8m / 分 ×
女と堀川、1000000000000000000000000000000000000	0.00 111	が中心合計派がファ	5.5kw
生物ろ過畑			
面積	530 m ²	貯留量	30 m ²
集計池			
面積	1,000 m ²	貯留量	500 m ³



(出典: (仮称) 春日部市総合体育館及び調整池等設計説明書)

図 2-10 調整池の断面イメージ

(4) 生物の生息状況

計画地における絶滅危惧種などの保全すべき種*(以下、保全すべき種)の生息・生育 状況と、それらの状況を踏まえ今後の計画策定において配慮すべき事項を以下に整理し ます。

※Ⅰ.文化財保護法指定種(天然記念物等)、Ⅱ.種の保存法指定種(国内希少野生動植物種等)、 Ⅲ.埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例指定種(県内希少野生動植物種等)、Ⅳ.環境 省レッドデータブック掲載種(絶滅危惧種等)、Ⅴ.埼玉県レッドデータブック掲載種(絶滅危 惧種等)

1) 既存調査資料の収集整理結果

収集した既存調査資料*などから、計画地周辺を含む範囲において確認されている植生や生物種についての情報は以下のとおりです。

衣 4	2-5 1≘	ויום 🗆 1	וואאוו	河旦報古音内で唯誌されている性(動物)
分類	目	科	種	主な確認種
爬虫類	2	2	3	ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホ ンカナヘビ
両生類	1	1	3	トウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル、 ウシガエル
鳥類	10	21	35	コゲラ、ヨシゴイ、チョウゲンボウ、クイナ、 カワセミなど
昆虫類	8	53	112	アキアカネ、ヒメオオメナガカメムシ、ルリシージミーマメハンミョウなど

表 2-5 春日部市自然調査報告書内で確認されている種 (動物)

表 2-6 春日部市自然調査報告書内で確認されている種(植物)

分類	科	種	主な確認種
維管束植物	49	136	コギシギシ、ハンゲショウ、タコノアシ、ヌマ トラノオ、カワヂシャなど

表 2-7 埼玉県生態系保護協会提供資料などで確認されている種(動物)

分類	目	科	種	主な確認種
哺乳類	1	1	1	イタチ
鳥類	8	21	29	オオジュリン、クイナ、ハヤブサ、コアジサシ、 コチドリなど
昆虫類	5	7	9	アキアカネ、キタキチョウ、ハラビロカマキリ、 ヘイケボタルなど

表 2-8 埼玉県生態系保護協会提供資料などで確認されている種(植物)

分類	科	種	主な確認種
維管束植物	43	162	ゴキヅル、カワヂシャ、ミゾコウジュ、サクラ ソウ、ナガボノシロワレモコウなど

※本計画で収集・整理した既存調査資料

■春日部市自然調査報告書(平成23年3月春日部市)

- ※春日部市自然調査における調査区域は、「谷原新田(ウイング・ハット春日部)付近」となっており、明確な区域は不明であるが、調査結果から谷原親水広場及びその周辺水路などであると考えられる。
- ■埼玉県生態系保護協会提供資料
 - ・ウイング・ハット春日部 親水広場の生き物について
 - 自然ふれあい通信 No.61~No.63
 - 埼玉県生態系保護協会 春日部支部 支部報 2020

2) 埼玉県生態系保護協会へのヒアリング

谷原親水広場の設計・管理に関わっている埼玉県生態系保護協会に対しヒアリングを 実施し、以下の生物情報を収集しました。

表 2-9 埼玉県生態系保護協会春日部支部ヒアリング結果(生物の情報)

<生物の情報>

【谷原親水広場】

- ・ 谷原親水広場のアシ(以下、ヨシ)原ではオオヨシキリが営巣している。その他、モズ、クイナ、ヒクイナ、セッカが確認されている。
- ・ 谷原親水広場内で確認されている哺乳類は、イタチの目撃情報程度である。 カヤネズミなどの生息は確認されていない。
- ・ 谷原親水広場北側(上流側)では、毎年一部の市民 10 人程度が岩槻産のヘイケボタルの成虫を 1 万匹程度放している。また、翌年には 30 匹程度の成虫が放される前に確認されていることから、数個体の幼虫が越冬していると考えている。
- ・ 安之堀川、武徳川が大雨の時は氾濫し、谷原親水広場に越流してくる。その際、ザリガニやオオブタクサなどの外来種も侵入してしまう。
- ・ 最近、谷原親水広場内でゴキヅル(絶滅危惧種)が生育していることが確認されている。
- 過去にヨシを刈って積み重ねていた場所で、カブトムシが繁殖していた。
- ・ 植樹されているハンノキが順調に成長しており、周辺で確認されているミド リシジミが来ることを期待している。

【周辺】

- ・ 谷原中西側テニスコートの北に位置する土地は、市がイベント開催時の臨時 駐車場や残土置き場として利用しており、砂利で整備されている。砂利で整 備されているため、コアジサシやコチドリの営巣が確認されており、ヒバリ も目撃されている。
- ・ 谷原中西側テニスコートの南に位置する土地は、市民がゴルフの練習の場と して整備している。その土地では、ヨモギの生育やイタチが確認されている。
- ・ 中之堀川は、かすかべ湯元温泉からの排水の影響もあり水温が少し高くなっており、外来種のタイリクバラタナゴの生息が確認されている。産卵母貝の 二枚貝も生息している。
- ・ 安之堀川にはコイが生息しており、市民が釣りをしていることがある。また カミツキガメの生息も確認されている。
- ・ 総合体育館の東にある広場は、埼玉県が整備した植樹帯となっている。植樹

帯整備においては、協会から樹種(シラカシを中心としたヤナギ、ハンノキ、ケヤキ(県の木)、キリ(市の木)など)や整備イメージを提案し概ね採用されている。

- 総合体育館北側の駐車場のわきにはケヤキを植えてあるが、成長が確認できないため、おそらく根腐れを起こしていることが考えられる。
- ・ 市内で最近整備されている新たな森公園では、ノウサギがいたとの情報を聞いたことがある。
- ・ 周辺のアライグマ、ハクビシンについての目撃情報は今のところ聞いたことがない。ただ、アライグマについては、市環境政策課が実施した調査において記録されていたと思われる。

3) 環境調査結果

計画地の植物(種子植物・シダ植物)と水生動物(魚類、底生動物(トンボ類やホタル類の幼虫などの水生昆虫類、カワニナなどの貝類など)、両生類、爬虫類)について現地調査を実施した結果は以下のとおりです。

なお、植物については保全すべき種及び特定外来種について記録を行いました。

く調査名>

植物調查、水生動物調查

<調査日>

秋季調査:令和2年11月18日(水) 春季調査:令和3年 4月27日(火)

① 植物

現地調査において確認された保全すべき種は14科16種であり、この内谷原親水広場の10種は、自生ではなく他事業等の保全の一環として、埼玉県生態系保護協会により周辺地域から移され保護されている種です。

調査において確認された種の一覧について下表に示します。

表 2-10 植物調査結果(保全すべき種)

			ウイングハット・ ビオトープ					中野グラウンド						西側グラ ウンド					選定基準注1				
NIa	到夕			.71 Г	ーノ								南端			外周							
No.	科名	種名				三角 素掘 北端 地 水路 湿地						⊞ ¬k		湿	地	Ι	Π	Ш	IV	V			
			秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春					
1	ドクダミ	ハンゲショウ	●植	●植																		VU	
2	ヒルムシロ	ササバモ													•							NT	
3	ガマ	ミクリ	●植	●植																		NT	NT
4	タコノアシ	タコノアシ	●植																			VU	NT
5	バラ	ナガボノシロワレモコウ	●植	●植																		NT	
6	ウリ	ゴキヅル	●植																			VU	
7	トウダイグサ	ノウルシ		●植																		VU	NT
8	ミソハギ	エゾミソハギ		●植																		ΕN	
9	アブラナ	コイヌガラシ										•										NT	NT
10	タデ	イヌタデ属の 1 種 ^{注3}											•									(NT)	
11		コギシギシ												•				lacksquare				VU	VU
12	サクラソウ	ヌマトラノオ	●植																			NT	
13		サクラソウ	●植	●植																	県内	CR	NT
14	オオバコ	カワヂシャ	•	•					lacktriangle	lacktriangle	•	lacktriangle		lacktriangle				lacksquare				VU	NT
15	シソ	ミゾコウジュ	●植								•											NT	NT
	キク	オグルマ	•	•																		NT	
計	14科	16種	10	8	0	0	О	Ο	1	1	2	2	1	2	1	0	О	2	O	О	1	16	8

- 注1.保全すべき種の選定基準は以下のとおりである。
 - I:「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号) 特天:特別天然記念物、天:天然記念物
 - Ⅱ:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日、法律第75号)

国内:国内希少野生動植物種

- Ⅲ:「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」(平成 12 年、埼玉県条例第 11 号) 県内:県内希少野生動植物種
- Ⅳ:「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

- V:「埼玉県レッドデータブック植物編 2011」(平成 24 年、埼玉県) EX:絶滅、EW:野生絶滅、CE:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- 注2.シロバナサクラタデまたはサクラタデの可能性がある。秋季調査時には草刈りにより花が確認できず、春季調査時は開花前であったため同定に至っていない。シロバナサクラタデの場合には、環境省レッドリスト 2020 において準絶滅危惧(NT)に選定されている。
- ※「●^値」は調査対象区域外から埼玉県生態系保護協会により親水広場へ移植された種を示す。





種名:ササバモ

確認場所:旧谷原中西側グラウンド南端湿地に隣接する用水路(計画地外)

確認状況:2面がコンクリートとなっている用水路の浅い水域にて約2m×3mの範囲で散生しているのが確認された。





種名:イヌタデ属の1種 ※シロバナサクラタデの可能性あり

確認場所:旧谷原中西側グラウンド南端湿地

確認状況: \exists シ、スゲ類草地にて約 $10m \times 10m$ の範囲で多数散生しているのが確認された。

図 2-11(1/3) 秋季調査 保全すべき種の主な確認状況(植物)





種名:カワヂシャ

確認場所:谷原親水広場

確認状況:谷原親水広場南側の湿生草地に4株が生育しているのが確認された。





種名:カワヂシャ

確認場所:中野グラウンド東側素堀水路(計画地外)

確認状況:素堀水路の湿生裸地に4株が生育しているのが確認された。





種名:カワヂシャ

確認場所:中野グラウンド北端湿地

確認状況:湿生の窪地となっている場所に2株が生育しているのが確認された。

図 2-11(2/3) 秋季調査 保全すべき種の主な確認状況(植物)





種名:オグルマ

確認場所:谷原親水広場

確認状況:谷原親水広場中央の通路脇チガヤ草地にて1株が生育しているのが確認された。





種名:ミゾコウジュ

確認場所:中野グラウンド北端湿地

確認状況:湿生の窪地となっているヨシ、スギナなどが生育している場所に約 1m×2m の範囲に約 30 株が生育しているのが確認された。

図 2-11 (3/3) 秋季調査 保全すべき種の主な確認状況(植物)





種名: ノウルシ

確認場所:谷原親水広場

確認状況: ヨシ-カサスゲ草地内の約 0.5m×0.5m の範囲に群生しているのが確認された。





種名:エゾミソハギ 確認場所:谷原親水広場

確認状況:ヨシ草地の辺縁部で2株が確認された。





種名:コイヌガラシ

確認場所:中野グラウンド北端湿地

確認状況:湿生の窪地となっているイネ科の低茎草地で 1 株が生育しているのが確認された。

図 2-12(1/2) 春季調査 保全すべき種の主な確認状況(植物)





種名:コギシギシ

確認場所:旧谷原中西側グラウンド南端湿地

確認状況:ウキヤガラやカズノコグサ等が自生する湿性草地で、約5m×10mの範囲に約400個体が生育しているのが確認された。





種名:カワヂシャ

確認場所:中野グラウンド北端湿地

確認状況:湿生の窪地となっている場所に7個体が生育しているのが確認された。





種名:オグルマ

確認場所:谷原親水広場

確認状況: チガヤやアゼナルコ等が生育する低茎草地内で約 5m×7mの範囲に多数群生しているのが確認された。

図 2-12(2/2) 春季調査 保全すべき種の主な確認状況(植物)

② 水生動物

現地調査において確認された種は、魚類が4目5科8種、底生動物が10目15科23種、両生類が1目2科2種、爬虫類が1目1科1種でした。また、水生動物ではありませんが、親水広場や武徳川では爬虫類の二ホンカナヘビも確認しました。

このうち保全すべき種は、水生動物のドジョウ類(ドジョウもしくはキタドジョウの可能性)及びトウキョウダルマガエルの 2 種とニホンカナヘビの合計 3 種でした。なお、春季調査で確認し正確な同定には至らなかったコオイムシ属の 1 種についても、本種がコオイムシの場合には保全すべき種に該当します(オオコオイムシの場合には該当しません)。コオイムシ属を含めると、保全すべき種は合計 4 種になります。

調査において確認された種の一覧について下表に示します。

							選定基準 ^{注2}								
No.	分類群	綱名	目名	科名	種名	-	1	1	π.7	7	V				
						1	Ш	Ш	IV	全	中				
1	魚類	硬骨魚	コイ	ドジョウ	ドジョウ類 ^{注3}				(NT, DD)						
2	底生動物	昆虫	カメムシ(半翅)	コオイムシ	コオイムシ属 ^{注 4}				(NT)	(CR)	(EX)				
3	両生類	両生	無尾	アカガエル	トウキョウダルマガエル				NT	NT1	NT1				
4	爬虫類	爬虫	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ					RT	NT2				
計	3分類	3綱	4目	4科	4種	0	0	0	3	З	3				

表 2-11 水生動物調査結果(保全すべき種)

注1.和名、科の配列等は、主に「河川水辺の国勢調査 最新版 令和2年度生物リスト」(令和2年、水情報国土データ管理センター)に従った。

注 2.保全すべき種の選定基準は以下のとおりである。

- I:「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号) 特天:特別天然記念物、天:天然記念物
- Ⅱ:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日、 法律第75号)

国内:国内希少野生動植物種

- Ⅲ:「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」(平成 12 年、埼玉県条例第 11 号) 県内:県内希少野生動植物種
- Ⅳ:「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

V:「埼玉県レッドデータブック動物編 2018(第4版)」(平成 30年、埼玉県)

全:全県 中:中川·加須低地

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、NT1:準絶滅危惧 1 型、NT2:準絶滅危惧 2 型、DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群、RT:地帯別危惧

注3.「ドジョウ類」は雌個体で同定が困難であったものであり、ドジョウもしくはキタドジョウの可能性がある。なお、環境省レッドリスト2020においてドジョウが準絶滅危惧(NT)にキタドジョウが情報不足(DD)に選定されている。

注 4.「コオイムシ属」は雌個体で同定が困難であったものであり、コオイムシもしくはオオコオイムシの可能性がある。なお、コオイムシは環境省レッドリスト 2020 において準絶滅危惧 (NT) に、埼玉県レッドデータブック 2018 において絶滅危惧 IA 類 (CR) および絶滅種 (EX) に選定されている。

表 2-12 水生動物調査結果

						ウ	ィング	ハット		中	野グラ	ラウ	ンド	Ź	西側 ブラウン	」 ンド		その他		外種	来 ^{注2}
No.	分類群	綱名	目名	科名	種名	親水	広場	武徳	=			素掘水路		南端湿地		外	.周	安之堀川	中之堀川	VI	VII
			コイ	コイ	コイ(飼育	秋	春	秋	春	秋	春	秋		秋	春	秋	春	春	春		
	魚類	硬骨魚			型)				7				9					2	2		
2		魚			ギンブナ		3														
3				1" >"	モツゴ		3														
4				ドジョ ウ	ドジョウ 類 ^{注3}		1														
5					カラドジ ョウ										2						外総他
6			ナマズ	ナマズ	ナマズ								1								
7			カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ	100	100	100	3			2	10							特 外	外総重
8			スズキ	ハゼ	トウヨシ ノボリ類		1														
9	底生	腹足	新生腹 足	タニシ	ヒメタニ シ	30	50														
10	底生動物	<i>,</i> —	汎有肺	モノア ラガイ	ヒメモノ アラガイ	2	100														
11					ハブタエ モノアラ ガイ	1		3				2									外総他
12				サカマ キガイ	サカマキ ガイ	5	10							20	30						
13		二枚貝	マルス ダレガ イ	シジミ	シジミ属	10	100														
14		ミミズ	イトミ ミズ	ミズミミズ	エラミミズ	5	30														
15		軟甲	ヨコエビ	マミズ ヨコエ ビ	フロリダ マミズヨ コエビ	100	100	5													外総他
16			ワラジ ムシ	ミズム シ(甲)	ミズムシ (甲)	10	100														
17			エビ	ヌマエ ビ	カワリヌ マエビ属	100	100	100													
18				アメリ カザリ ガニ	アメリカ ザリガニ	100	100	5			6	1			100						外総緊
19		昆虫	トンボ (蜻蛉)	イトト ンボ	アオモン イトトン ボ属	2	20														

						ウ	ィング	ハット		中	野グラ	ラウ	ンド	5	西側 ブラウン			そ (t)	の も	外来 種 ^{注2}	
No.	分類群	綱名	目名	科名	種名	親水	親水広場		武徳川				を は な 路	南温	i端 地	外周		安之堀川	中之堀川	VI	VII
						秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	春	春		
20	底生	昆虫	トンボ (蜻蛉	トンボ	シオカラ トンボ	2	7														
	底生動物	14			オオシオ カラトン ボ		1														
22 23					アカネ属		1														
23			カメム シ(半	アメンボ	アメンボ ヒメアメ			10	6												
24			ジ (十 翅)	//\	ンボ		10				14				5						
25				コオイムシ	コオイム シ属 ^{注 4}										1						
26			コウチ ュ ウ (鞘翅)	ゲンゴ ロウ	ヒメゲン ゴロウ	2															
27	底生動物	昆虫	コウチュ ウ (鞘翅)	ガムシ	トゲバゴ マフガム シ						10										
					ゴマフガ																
28					ムシ										10						
29					セマルガ ムシ		1														
30					キイロヒ ラタガム シ	1	3				1				20						
31					ヒメガム シ										5						
32	両生	両生	無尾	アマガエル	ニホンア マガエル	1				3		7	2		1						
33	類			アカガエル	トウキョ ウダルマ ガエル								2		1						
34	爬虫類	爬虫	カメ	ヌマガメ	ミシシッ ピアカミ ミガメ				1				1					2			外総緊
35			有鱗	カナヘ ビ	ニホンカ ナヘビ		1		2												
計	4 分 類	8綱	17目	24 科	35種	16	22	6	5	1	4	4	6	1	10	0	Ο	2	1	1	6

注1.和名、科の配列等は、主に「河川水辺の国勢調査 最新版 令和2年度生物リスト」(令和2年、水情報国土データ管理センター)に従った。各種の数値は確認個体数。

注2.外来種の選定基準は以下のとおりである。

VI:「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年 6 月 2 日、法律第 78 号)

特外:特定外来生物

Ⅷ:「生態系被害防止外来種リスト」(平成27年、環境省・農林水産省)

外:国外外来種、内:国内外来種

定:定着予防外来種、総:総合対策外来種、産管:産業管理外来種 緊:緊急対策外来種、重:重点対策外来種、他:その他の外来種

- 注3.「ドジョウ類」は雌個体で同定が困難であったものであり、ドジョウもしくはキタドジョウの可能性がある。
- 注 4.「コオイムシ属」は雌個体で同定が困難であったものであり、コオイムシもしくはオオコオイムシ の可能性がある。
- 注5.河川、水路の記録はすべて目視確認結果である。





種名:ドジョウ類

確認場所:谷原親水広場

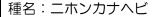
確認状況:武徳川と広場の修景池とをつなぐ 水路で確認された。

種名:コオイムシ属

確認場所:旧谷原中西側グラウンド南端湿地

確認状況:放棄水田の湿性草地に生じた水たまりで確認された。





確認場所:谷原親水広場、武徳川

確認状況: 広場の修景池の護岸上や武徳川脇 の歩道上において確認された。

種名:トウキョウダルマガエル

確認場所:旧谷原中西側グラウンド南端湿地、中野グラウンド東側素堀水路 (計画地外)※写真は千葉県撮影

確認状況:鳴き声が確認された。

図 2-13 春季調査 保全すべき種確認状況(水生動物)

4) 整備における配慮事項

計画地においては既存調査や今回の現地調査で保全すべき種が確認されており、今後整備工事等を行う際には、以下の配慮が必要となることが考えられます。

① 植物

【生育地が改変される場合】

 工事により直接的な影響が生じる前に、確認されている保全すべき種について 移植などの措置により保全する必要があります。今回の現地調査の結果からは、 主に以下が対象になります。

生育地	保全対象		
旧谷原中西側グラウンド 南端湿地		イヌタデ属の 1 種、コギシギシ、	
		カワヂシャ	
	外周湿地	コギシギシ、カワヂシャ	
中野グラウンド	北端湿地	コイヌガラシ、カワヂシャ、ミゾ	
		コウジュ	

【生育地が改変されない場合】

• 間接的な影響にも配慮する必要があります。例えば生育地に隣接して建物が建設されると日照が変化し生育できなくなる可能性があります。また、上記の保全すべき種はいずれも湿性環境を好みます。排水改良などで生育地の乾燥化が進むと、土地が残ったとしても生育はできなくなります。間接的であっても環境の変化が想定される場合には、移植などの措置を検討する必要があります。

【その他】

• 谷原親水広場には他事業等の保全の一環として、埼玉県生態系保護協会により 周辺地域から移され保護されている保全すべき種が生育しています。これらの 個体は周囲の草刈り等が適切になされないと多種との競争に負けてしまい、消 失してしまいます。今後も継続的に維持管理を行う必要があります。

② 水生動物

水生動物の保全すべき種は多くはありませんでしたが、旧谷原中西側グラウンドの南端湿地は、春季にコオイムシ属やトウキョウダルマガエルが確認されるなど比較的良好な止水環境になっていると考えられます。この生息地を改変する場合には、工事による直接的な影響が生じる前に可能な限り生息する種を周囲に移設するなど、水生動物への配慮が必要です。

③ その他

• 既存調査資料の結果によれば、旧谷原中西側テニスコートの北側にある砂利敷の臨時駐車場でコアジサシ及びコチドリの営巣が確認されています。砂利は両種の営巣に適した環境であり、加えて臨時駐車場であるため営巣期に人の利用がないことが原因と考えられます。両種の本来の営巣地は河原等です。土地利用が変われば本来の営巣地に戻ると考えられますが、それまでの間は営巣中の駐車場利用を控える、あるいは営巣しないよう常に駐車場を利用する、または事前に砂利敷を撤去するなど、意図せず生じてしまう営巣阻害を回避することが望ましいと考えられます。

(6) 交通の状況

計画地周辺の現況交通量を把握するため、以下のとおり交通量調査を実施しました。

<調査日時>

平日: 令和2年12月3日(木) 7-19時の12時間休日: 令和2年12月6日(日) 7-19時の12時間

く調査地点>

市道 1-23 号線と市道 4-122 号線の交差点、市道 2-21 号線と市道 6-40 号線の交差点の計 2 箇所(無信号交差点)



図 2-14 交通量調査地点図

く調査項目>

自動車交通量 • 歩行者交通量 • 自転車交通量

1) 自動車交通量

自動車交通量は、平日・休日ともに計画地を南北に縦断する市道 1-23 号線の交通量が多く、ピーク時には 1,000 台/時(両方向)程度の交通が見受けられます。一方、東西方向に走る市道 2-21 号線はピーク時においても 200~300 台/時程度(両方向)、計画地内の市道 4-122 号線は 10 台以下の交通量となっています。

また、歩行者交通量は、ピーク時において調査地点①では40人弱、調査地点②では10人弱であり、平日に比べ休日のほうがやや多い傾向にあります。

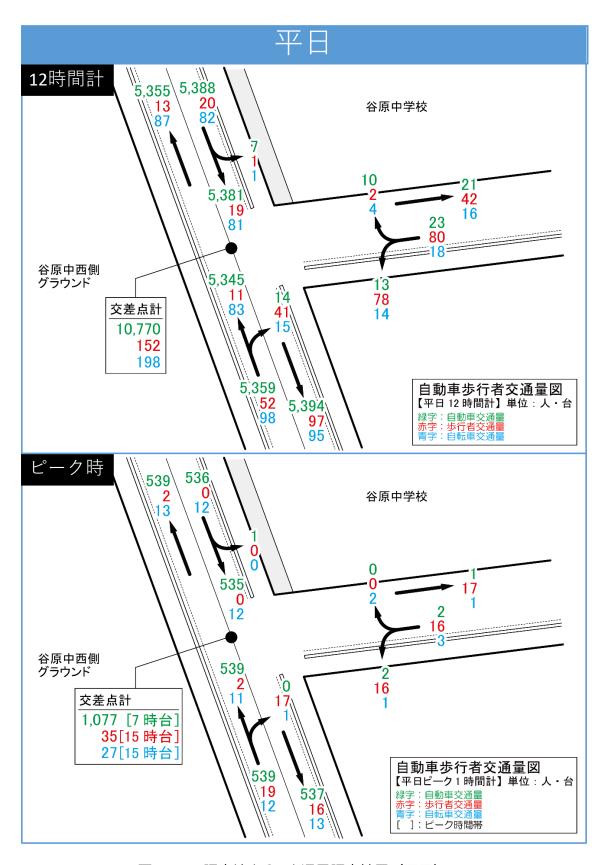


図 2-15 調査地点① 交通量調査結果(平日)

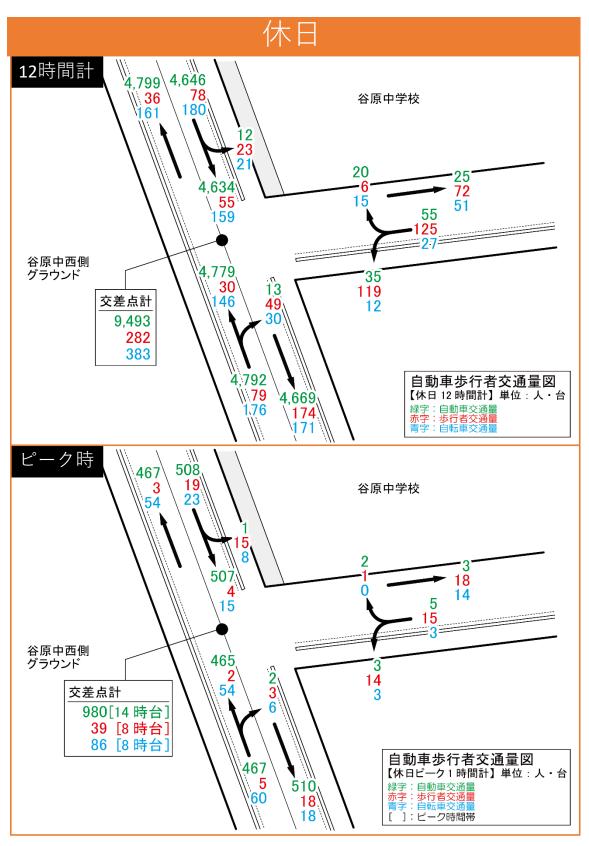


図 2-16 調査地点① 交通量調査結果(休日)

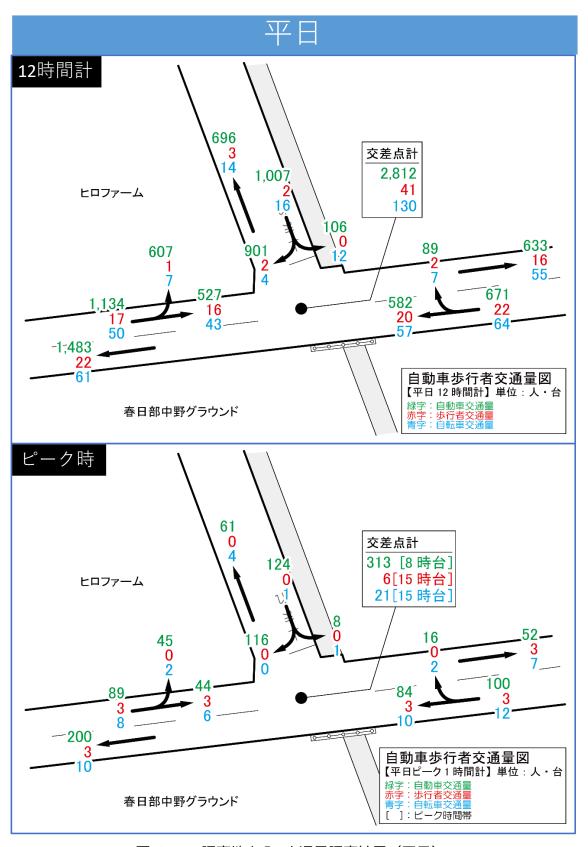


図 2-17 調査地点② 交通量調査結果(平日)

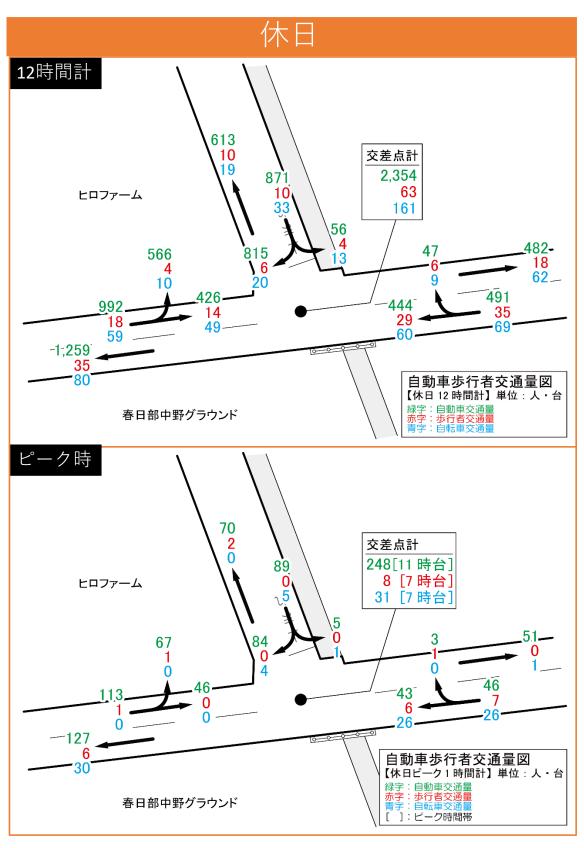


図 2-18 調査地点② 交通量調査結果(休日)

2) 計画地周辺道路への影響

計画地の駐車場を利用する車両は、市道 1-23 号線に集中することが想定されます。 市道 1-23 号線は計画地周辺道路の中では比較的交通量が多い路線であり、計画地の駐車場を利用する車両の滞留により一般の交通が阻害されないよう、駐車場内に滞留できる空間を確保するなどの配慮が必要です。

また、計画地内の市道 1-23 号線と市道 4-122 号線の交差点には信号がなく、計画 地周辺の歩道も狭いことから、計画地内の駐車場分散配置などにより、駐車場から目的 施設に向かう歩行者の安全な動線を確保することが必要です。



図 2-19 計画地の駐車場を利用する車両の動線

(7) 旧谷原中学校の建物の状況

旧谷原中学校校舎の活用可能性を探るため、関係図書の確認と現地での目視調査により建物の劣化状況を把握しました。

1) 建物概要

<各棟竣工>

谷原中学校 普通教室棟・管理	昭和 49 年度竣工	
プール新設工事		昭和 50 年度竣工
普通教室棟(①-3.)(管理棟)	2 增築工事	昭和 50 年度竣工
屋内運動場新築工事		昭和 51 年度竣工
普通教室棟(①-4.)(管理棟)	3 增築工事	昭和 52 年度竣工
特別教室棟増築工事		昭和61年度竣工
給食室新築工事		昭和 63 年度竣工

<各棟耐震補強工事>

管理特別教室棟・給食棟 耐震補強工事 平成 26 年竣工 普通教室棟・玄関渡り廊下棟 耐震補強工事 平成 27 年竣工 屋内運動場天井等耐震対策工事 平成 27 年竣工

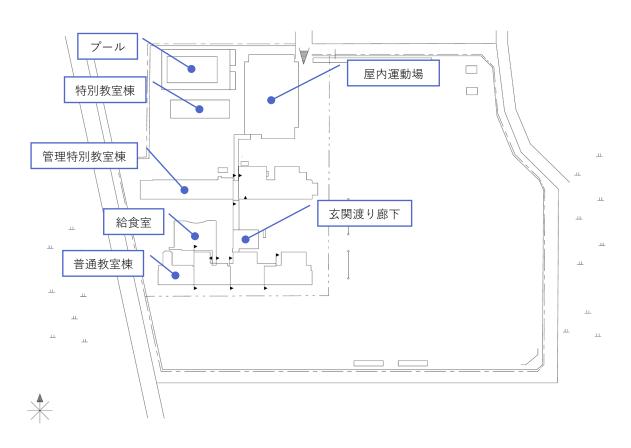


図 2-20 旧谷原中学校 施設配置図

2)評価

① 普通教室棟(46 年経過) 増築部(43,45 年経過)

- 屋根・外壁・内部全体にわたり老朽化が進んでおり、各所で漏水があり、今後の使用再開のためには、全体的な大規模修繕工事の必要があります。
- 空調機も全て取り外されており、今後の使用再開のためには全て新設する必要があります。

② 管理特別教室棟(46年経過)

- 屋根 外壁については修繕されており、今後 10 年程度大規模修繕は必要ないと思われます。
- 内部はトイレの修繕工事も未了状態にあり、全体的な修繕工事の必要があります。
- 空調機は一部を残し取り外されており、今後の使用再開のために新設する必要があります。

③ 屋内運動場 (44 年経過)

屋根・外壁・内部全体にわたり老朽化が進んでおり、今後の使用再開のためには、 全体的な大規模修繕工事の必要があります。

④ 給食室(32 年経過) 特別教室棟(34 年経過) プール(45 年経過)

- 給食室・特別教室棟・プール付属棟の屋根について劣化は少ないですが、外部全体 に鉄部の錆が見られ、今後の使用再開のためには鉄部全体の塗装・更新の必要があ ります。
- プールについては外観上の劣化は少ないですが、未使用状態が続いており、維持管理されていない為、設備関連の劣化は進むと想定されます。

⑤ 全体

- 管理特別教室棟の屋上・外壁以外は、40年目に行う大規模修繕工事の実施が必要となります。
- 管理特別教室棟以外は、今後の再開の為には大規模修繕工事が必須の状態となって います。
- 現在施設は使用されておらず、空調機も一部を除き取り外されています。主要機器 については維持管理を行っているとのことですが、雨漏り・クラック・錆などの早 急な対応をしないままに、未使用期間が続くと結果として、各所の老朽化は加速す

ることが考えられ、再開の為の投資は経過年数に比例して増大することが考えられます。

3) コンバージョン* (用途変更による再生) の条件

- 上記躯体劣化状況からコンバージョンの対象と考えられるのは、管理特別教室棟、 給食室となります。但しコンバージョンの為には内部及び設備については全て改修 する必要があります。
- 屋内運動場については普通教室棟ほどの劣化状態ではないので、短期間であれば使用は可能と考えられます。
- ・以上より、コンバージョン可能な施設としては管理特別教室棟と給食室が挙げられますが、コンバージョンの有無については導入機能や土地利用を勘案の上、整理していくことが必要です。

(8) 計画地に関する雨水流出抑制の条件

埼玉県では、近年全国的に集中豪雨等の影響による浸水被害が多発する傾向があり、雨水の流出量を抑制する必要性が生じていることから、平成 18 年 10 月「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を制定しました。この条例の施行に伴い、計画区域の面積が 1 ヘクタール以上の下記の行為は、雨水流出増加行為の許可(協議)が必要となります。

- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
 - 注)都市計画法第 29 条ただし書きの、開発行為の許可を要しない開発行為(駅舎その他の鉄道施設図書館、公民館等の建築を目的とした開発行為など)についても、雨水流出増加行為の許可 (協議)が必要。
- 都市公園法第2 条第1 項に規定する都市公園の設置に係る行為
- 道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者による、道路に接する自動車駐車場 (パーキングエリア、道の駅など)の設置に係る行為

計画地は、面積が1ヘクタール以上であり、また都市公園としての整備を予定しているため、雨水流出抑制施設等の設置が義務付けられます。

1-1 雨水流出増加行為の許可(協議)が必要となる行為

(雨水流出増加行為の許可)

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」(以下「条例」という)

- **第三条** 次に掲げる行為であって雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの(以下「雨水流出増加行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
 - 開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為
 - 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が一ヘクタール以上のもの

(許可を要する雨水流出増加行為)

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則|(以下「規則|という)

- 第三条 条例第三条第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)の設置に係る行為
 - 二 道路管理者による道路 (道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第二条第一項に規定する道路をいう。) に接する自動車駐車場 (以下「自動車駐車場」という。) の設置に係る行為

(出典:埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き)

図 2-21 雨水流出増加行為の許可(協議)が必要となる行為

1) 雨水流出抑制施設の規模の算定方法

雨水流出抑制施設の必要対策量は、以下の式により算定します。

雨水流出抑制施設の必要対策量は

(雨水流出増加行為に対する必要対策量) + (湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量) となります。

2-1 雨水流出抑制施設の規模の算定

① 雨水流出増加行為に対する必要対策量の算定

雨水流出増加行為に対する必要対策量(雨水流出抑制施設の容量)は、地域別調整容量をもとに、次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量 (V) (単位: m³)

 $V \ge A \times V a - (Q \div V b) \times V a$

この式において、A、Q、Va、Vbは、それぞれ次の数値を表します。

A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積(単位: ha) (→P.4)

Q 雨水流出抑制施設の浸透効果量(単位: m³/s) (→P.5)

(*湛水想定区域での浸透効果量は、Om³/sとします。)

V a 図-2-1 の地域別調整容量V a (単位: m^3/ha) ($\rightarrow P.4$)

V b 図-2-1 の地域別調整容量V b (単位: m³/s/ha) (→P.4)

② 湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量の算定

湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量(雨水流出抑制施設の容量)は、次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量 (V) (単位: m³)

V≥A×10. 000×h

この式において、A、hは、それぞれ次の数値を表します。

- A 湛水想定区域内の土地に盛土をする土地の面積(単位:ha)
- h 盛土行為をする土地における湛水した場合に想定される平均水深、または最大盛土厚のどちらか小さい方の値 (単位:m)

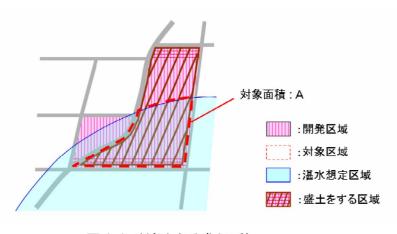


図-2-4 対象となる盛土面積

(出典:埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き)

図 2-22 雨水流出抑制施設設置に関する規模の算定方式

2) 地域別調整容量

雨水流出抑制施設の必要対策量の算定で設定する地域別調整容量について、本市は県南ブロックの調整容量を用います。

地域別調整容量 (Va, Vb) 地域別調整容量とは、流域の保水・遊水機能を確保するため、雨水流出量の増加に対し、必要 となる調整量をいいます。図-2-1 のとおり貯留量に対しては単位面積あたりの容量 $Va(m^3/ha)$ 、 浸透量に対しては単位面積あたりの流量Vb($m^3/s/ha$)で示しており、県内を3ブロック(県南 ブロック、県北ブロック、秩父ブロック)に分け、ブロックごとに調整容量を定めています。 県北ブロック Va=700m³/ha Vb= 0.4704m³/s/ha THE CELLUSE 神川町 本庄市美里町 羽生市 熊谷市 大利根町 深谷市 行田市 加須市 栗橋町 長瀞町 鷲宮町 寄居町 鴻巣市 滑川町 皆野町 東秩父村 小鹿野町 上尾市 毛呂山町 鶴ヶ島市 さいたま市 川越市 越谷市 吉川市 秩父市 日高市 川口市 草加市 狭山市 三郷市 八潮市 入間市 所沢市 新座市 Va=1,100m³/ha 秩父ブロック

図-2-1 地域別調整容量図(平成19年4月現在)

 $Vb = 0.2963 \text{m}^3/\text{s/ha}$

(出典:埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き)

県南ブロック Va=950m³/ha

Vb=0.4309m³/s/ha

図 2-23 地域別調整容量

3) 湛水想定

計画地の一部は湛水区域「~0.25m」「0.25m~0.5m」に指定されているため、該 当区域については、1)雨水流出抑制施設の規模の算定方法で示されている通り、「雨 水流出抑制施設の浸透効果量」は Om³/s となります。

また、計画地に盛土を行う際に、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量の算定が必要となります。

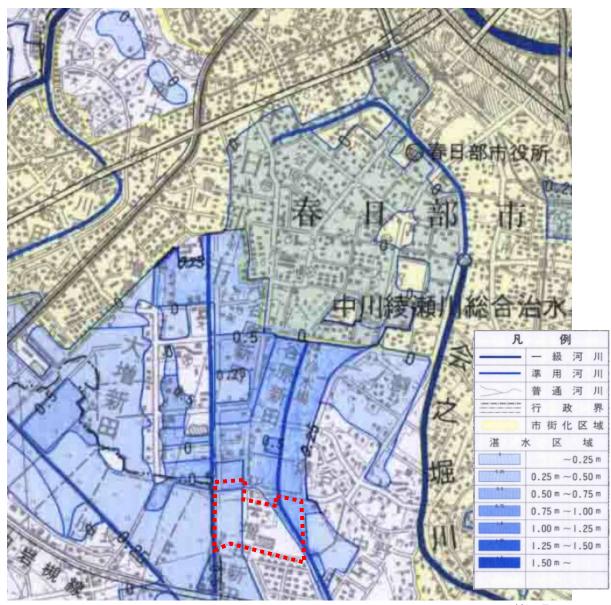
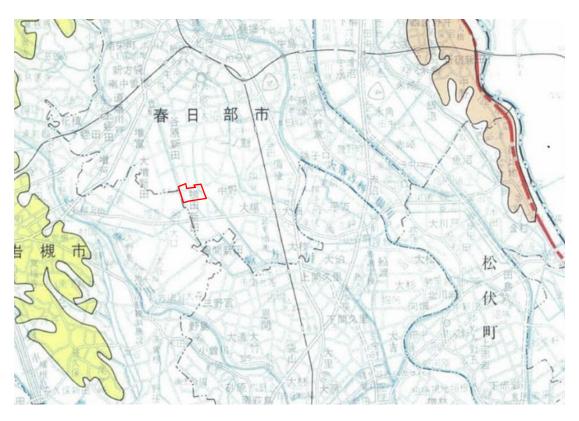


図 2-24 計画地の湛水想定

(出典:埼玉県 HP)

4) 雨水流出抑制施設のタイプ

計画地は「埼玉県浸透能力マップ」において浸透に適さない地域に分類されているため、貯留型の雨水流出抑制施設を設置します。



凡			例						
分		類	地	形	区 分	対象土層	飽和透水係数 k (cm/sec)	記	号
浸透対策に適した地域				下末吉面		ローム	5.0 × 10 ⁻³		
		台地	武蔵野面	県 央 荒 川 流 域	ㅁ ㅡ ㅗ	3.0×10^{-3}			
	# I-			県東中川·綾瀬川域	ㅁ ㅡ ㅆ	4.0×10^{-3}			
	東に地域			県南新河岸川域	ㅁ ㅡ ႓	3.0×10^{-3}			
				立川面	県 央 、県 北 域	ㅁ ㅡ ႓	1.5 × 10 ⁻³		
					県西荒川流域	礫混り土	3.0×10^{-4}		
	扇状地	(地下水が深ければ適地)		礫質土	2.0×10^{-3}				
要調査			丘 陵 地			-	現地透水試験で確認		
	地 域	人工改変地			-	現地透水試験で確認			
			沖積低地	(自然堤防)		-	現地透水試験で確認		
浸 透	浸透対策に	策に	沖積低地	中 積 低 地 (氾濫平野・後背低地)		_	_		
適さない	地域	山地	中生代、古生代	県西荒川、入間川域	_	_			
総合治	水対	 策流域				_	_		\supset

注)浸透の適否は沖積低地(氾濫平野、後背湿地)、山地を除く自然地盤を対象としたものである。 自然堤防を除く沖積低地は地下水は1~3m未満と浅く、地下水変動も1~2m予想されるため、原則として 不適地扱いとした。

山地は勾配が急なので浸透施設設置には適さないので不適地扱いとした。 地形区分は、「埼玉県表層地質図」(発行 埼玉県県政情報センター)による。

(出典:埼玉県 HP 埼玉県浸透能力マップ)

図 2-25 計画地の浸透能力